

都市計画道路に関する検証委託仕様書

1. 委託件名 都市計画道路に関する検証委託
2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月22日まで
3. 対象路線 「別紙」参照

4. 業務の目的

都内における都市計画道路の整備方針などを設定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の策定から令和7年度で目標年次の10年目を迎える。市施行路線の都市計画道路については、第四次事業化計画では優先整備路線を選定していないため、次に整備すべき路線の検討が必要である。小金井市の都市計画道路の多くは、計画策定後50年以上経過し、現状の市のまちづくりの方向性や最新の道路関連法規との整合性などの検証も必要である。

これらの状況を整理し、本業務では道路を取りまく動向を踏まえ、都市計画道路の整備について、検証することを目的に実施する。

5. 業務の内容

5-1. 計画準備

本業務の実施方針や業務工程等を記載した業務計画書を作成する。

5-2. 都市計画道路の現況および整備状況の整理

市内における都市計画道路のすべての路線を対象に、延長や計画幅員、事業実施状況（未着手・一部区間整備済み・事業中等）、現時点における事業予定などを整理する。

また、合わせて都市計画道路と最新の道路構造令との整合状況について確認する。

5-3. 上位計画等の整理

(1) 市の上位・関連計画等の整理

市の基本構想・基本計画及びまちづくりに関する関連計画、近隣市の都市計画マスタープランなどを基に、将来、市のまちづくりでの都市計画道路の位置づけや方向性を整理する。

また、合わせて、未着手を含む都市計画道路と実施中・実施予定のまちづくり事業等との関連事業について整理する。

(2) 国や都の計画から見た道路整備の将来動向の整理

国や都の計画などを基に、歩道空間の形成、新技術の普及など、道路整備の将来の方向性や動向を整理し、今後の市の道路整備に与える影響について取りまとめる。

5-4. 指標を基にした都市計画道路の評価の実施（※優先整備路線含む未着手路線）

(1) 評価指標の設定

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」における検証項目（活力、防災、暮らし、環境の視点から15の検証項目を設定）や、5-3.の整理結果を踏まえ、都市計画道路の必要性を検証する為の評価指標を20指標程度設定する。

(2) 指標を基にした都市計画道路の評価の実施

(1)で設定した評価指標を基に、各指標ごとに市や都市計画道路の現状について既存統計や貸与資料等を基に整理するとともに、計画路線の寄与状況など影響の有無を検証する。

5-5. 交通流動面から見た都市計画道路の評価の実施（※優先整備路線含む未着手路線）

(1) 将来交通量推計の実施

都市計画道路の交通量の確認や交通流動に与える影響を確認する為、交通量推計（交通量配分手法は利用者均衡配分を想定）を実施する。

①推計関連データ作成

市より貸与するH27年ODベースの配分関連データなどを基に、市の道路ネットワーク状況を踏まえ配分用ネットワーク（現況、将来）を修正するとともに、上記ネットワークに対応したゾーニングを設定の上OD表（現況、将来）を修正するなど、推計関連データを作成する。

②現況交通量配分

①のデータを踏まえ、現況交通量配分を実施するとともに、全国道路・街路交通情勢調査の箇所別交通量等と比較することにより再現性を検証する。

③将来交通量の推計

②で再現性が確認された手法にて、将来交通量を推計する。
推計ケースについては、市と協議の上、都市計画道路全線整備時と計画路線それぞれ未整備時の15ケース程度を想定する。

(2) 交通流動面から見た都市計画道路の評価の実施

(1)で実施した都市計画道路の整備有無別交通量結果を踏まえ、広域的な交通流動に与える影響や道路円滑化に与える影響など、交通流動面から見た計画路線の寄与状況など影響の有無を検証する。

5-6. 概算事業費の算定（※地域的な路線を対象）

過年度の市の事業費実績などを基に、概算事業費を算定する。

5-7. 都市計画道路の整備優先性の検証（※地域的な路線を対象）

5-2～5-5.の検討結果を基に、市施行路線の都市計画道路の整備優先性について、市の将来の地域づくりの視点や交通流動の視点、実現性の視点等から整理するとともに、整備にあたっての課題や留意点を整理する。

さらに、優先性が低い路線や整備上の課題を有する路線について、計画見直しの方向性（起終点、規格、ルートの変更等）を検討する。

5-8. 報告書の作成

上記の検討結果を報告書として取りまとめる。

5-9. 打合わせ協議

打合わせは初回及び最終打合わせを含め、月1回程度を予定する。

5-10. 成果物

報告書 2部

※電子データ（データ加工が可能な形式及びPDF形式）を併せて提出すること。

6. その他

6-1. 主任技術者および照査技術者

受託者は本業務を実施するにあたり、下記に示すいずれかの条件を満たす主任技術者及び照査技術者を選任しなければならない。

(1) 技術士（総合技術監理部門：建設一道路）

- (2) 技術士（建設部門：道路）
- (3) R C C M（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (4) 過去10年以内に都市計画道路の検証業務などを経験したことがある者。

6-2. 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、市の指示に従うものとする。

6-3. 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務において個人情報等を取扱う場合、個人情報保護法等の関連法規を遵守し、個人の権利と利益を侵すことのないようにするとともに、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を確保した上で、個人情報の漏洩、紛失及び改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理を行うものとする。

6-4. 完了検査

受託者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに市に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。その結果、成果品について市の修正等の指示が出た場合には速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務完了とする、

6-5. 成果品の瑕疵

本業務完了後、受託者の過失、または疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、市の必要と認める修正及び必要な処置を受託者の負担で行うものとする。

別紙 対象路線

【路線名】

| | |
|---------------------|-----|
| ① 小金井都市計画道路3・1・6号線 | 4区間 |
| ② 小金井都市計画道路3・4・1号線 | 5区間 |
| ③ 小金井都市計画道路3・4・3号線 | 2区間 |
| ④ 小金井都市計画道路3・4・4号線 | 3区間 |
| ⑤ 小金井都市計画道路3・4・7号線 | 1区間 |
| ⑥ 小金井都市計画道路3・4・8号線 | 2区間 |
| ⑦ 小金井都市計画道路3・4・10号線 | 1区間 |
| ⑧ 小金井都市計画道路3・4・11号線 | 1区間 |
| ⑨ 小金井都市計画道路3・4・12号線 | 4区間 |
| ⑩ 小金井都市計画道路3・4・14号線 | 3区間 |
| ⑪ 小金井都市計画道路3・4・15号線 | 1区間 |
| ⑫ 国分寺都市計画道路3・4・11号線 | 1区間 |

- ・未着手路線（優先整備路線を含む）：28区間
- ・優先整備路線：4区間
- ・地域的な路線：13区間

